

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

第36準備書面

(「限定的」絶対的安全性と、そこから導かれる新たな司法判断の枠組み)

平成27年5月18日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正明 外



第1 はじめに

原告は、原告第21準備書面において、福島第一原発事故後の原発訴訟におけるるべき新たな司法判断の枠組みについて主張した。本書面では、被告の反論に対する再反論を行うとともに、るべき司法判断の枠組みを考える上で最も重要な安全をどのように捉えるべきかという点から、安全性の内容およびその判断枠組みを整理する。

第2 原発に求められる安全性

1 原告の主張する「限定的」絶対的安全性

被告は、原告の主張する安全性は絶対的安全性であり、技術においては絶対的安全性はありえず、かかる議論は失当であると主張する。

しかし、被告の主張する絶対的安全性がいかなるミスも許されないと意味であるとすれば、原告はこのような主張はしていない。原告らが求めるのは、いかなるミスも許さないという意味ではなく、技術には、欠陥やミスがあることを是認しつつも、「万が一にも福島第一原発事故のような悲惨な事故、重大な災害を起こしてはならない」という意味での安全性である。

そして、この場合の万が一とは、絶対起こしてはならないとの意味である。

すなわち、原発に求められる安全性は、「福島第一原発事故のような悲惨な事故、重大な災害は、万が一にも（すなわち、「絶対に」）を起こしてはならない」という意味での、「限定的」絶対的安全性とでもいべき高度の安全性と解すべきである。

2 福島第一原発事故では、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者や自殺者を含め多数の命が失われている。そして、家族の離散や劣悪な避難生活を送らされているのである。被害が広範囲に及び、甚大かつ深刻であり、その被害回復の目途が立たないことは、言うまでもない。

我が国において、たとえそれが、発生確率がいかに低くとも再び福島第一原発事故のような事故が起こってもいいのかと問われれば、おそらくほとんど全ての人が、どのような事故は絶対に起こしてはならない、と答えるであろう。

福島第一原発事故後、このことはもはや社会全体のコンセンサスを得られているものである。

そうすると、「福島原発事故直前に差止請求がなされたと仮定した場合、そこで差止め命じられないような判断枠組みは維持されるべきではない。」のである（甲B第318号証、大塚直・法学教室410号94頁）。

3 ドイツでの議論

ところで、ドイツにおいては、施設の安全性を危険・リスク・残余リスクの三概念に分けて規制する考え方が一般的である。そして、この3つのいずれに該当するかという判断は「予期される侵害」の大きさと、その発生蓋然性の程

度との二つの相関関係によって決まる。例えば、「危険」とは、事態の経過が今後十分妨げられないとして、ある行為や状態が十分な蓋然性をもって、公の安全・秩序の保護法益に損害をもたらすような危険性とされている。これが認められるためには、保護法益に対する「損害」という一定規模以上の侵害がなければならず、損害よりも侵害の程度が低い単なる「不利益 (Nachteil)」や「迷惑 (Belästigung)」では不十分とされる。

また、「十分な蓋然性」は、発生確率何パーセント以上、といった一定の確率を示すのではなく、反比例原則により、侵害の性質や大きさとの相関関係において規定される。侵害が大きければ、発生蓋然性は低くても「十分な蓋然性」があることになるし、侵害の大きさは、量的な側面だけではなく、質的な側面（人の生命や身体にかかわるかどうか）からも判断される。

次に、「リスク」とは、人間の認識能力によって対処可能であるが、侵害規模か発生蓋然性のいずれかの点で「損害発生の十分な蓋然性」に達しない危険性であるとされる。「リスク」は「危険」と「残余リスク」のいずれでもなく、両概念に挟まれる危険性であって、「不利益」や「迷惑」がこれに該当する。

これに対し、「残余リスク」とは、法的に要請される安全（性）水準を充足する、法的に許容されたリスクであるとされている。

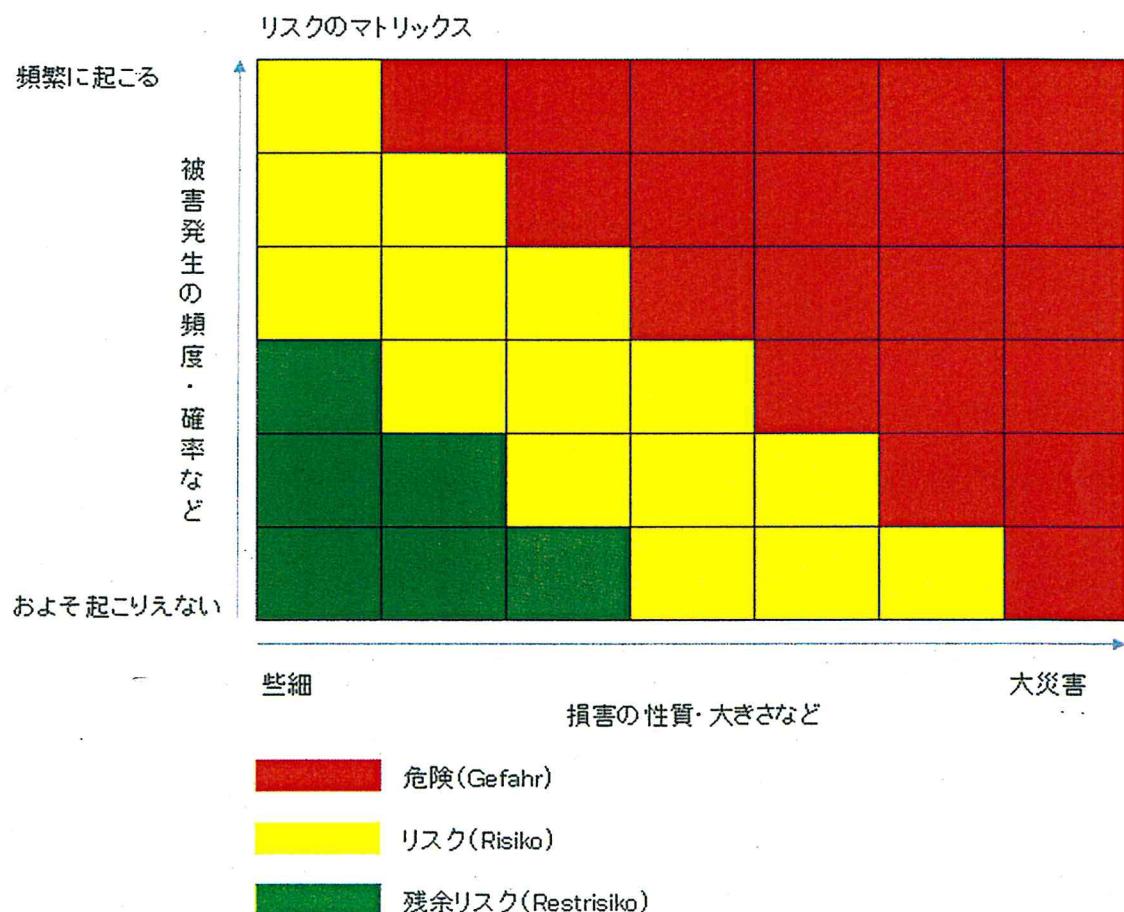
この残余リスクは、理念型として、①人が認識できず、コントロールが不能なリスク、②損害発生の蓋然性と損害見込みが既知であるリスクで、損害は確かに単なる理論上のものはいえないが、「実践理性」によれば起こり得ない僅かなものとみなせるものとされている。（甲B第319号証・下山憲治「リスク行政の法的構造」22頁以下）

この考え方を図示するとすれば、下記図1のようになる。

この考え方を貫徹するすれば、生命身体にかかるような甚大な侵害が予測されるような場合には、ゼロリスクが論理的に要求されるようになるのである。

原発事故は、下記図1の右端の行において発生する事象である。

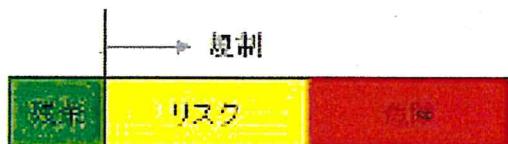
図1



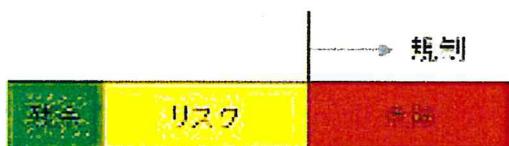
ところで、前述の「残余リスク」の定義によれば、本来は、日本の従来の裁判例にある「社会通念上無視し得る程度に小さい危険性」と同義と解することができる。

ところが、従来の日本における「社会観念上無視し得る程度の危険」という考え方には、実際には、ドイツにおけるリスクすら許容する（危険以外は規制しない。）、という意味で運用されているように思われる（下図参照）。

（ドイツにおける規制のイメージ）



（日本における規制のイメージ）



福島第一原発事故後、ドイツでは残余リスクすら終焉した、すなわち、原発に関しては、社会が受容できるという意味での残余リスクは存在せず、これまで残余リスクと考えていたものは全てリスクとして予防の対象に含めるべきである、との議論が多い。

例えば、ドイツ連邦議会・連邦政府は、「技術先進国である日本での原発事故は『最先端の知識によるリスク排除策によって重大事故の現実的 possibility は排除できる』という前提を崩壊させた。もはや残余リスクは期間を限って甘受しうるものにすぎない。」とし、ドイツの弁護士 Wollenteit 氏は「これまで通用してきたリスクの定義に基づいて、憲法が求めるリスクの『事実上の排除』を行うことは失敗した。技術的な故障確率の計算による残余リスクの算定によっては、原発がは

らむ危険性を適切に描き出すことはできない」と述べている（甲B第320号証、甲B第321号証）。

その上で、ドイツでは、メルケル首相が設置したドイツ倫理委員会が、「原子力事故が、日本のようなハイテク国家において生じたという事実である。これにより、ドイツではそのようなことは起こり得ないという確信は消失した。」「とりわけ高い災害可能性を持った原子力エネルギーに対しては、福島によって実証されたように、事故や事故連鎖から、このような（設定された）限界を超えるような出来事が発生してくるのであって、その経過を『残余リスク』として片付けることは、倫理的に受け入れることはできない。福島の原発事故は、日本のような高度に組織されたハイテク国家において、真に緊急の事態に際しては、人々の災害準備や対策に限度があることを示している。」として、原発の安全性についてどのような立場をとったとしても、福島第一原発事故を受けて、原発を利用せずとも、生態学的、経済的、社会的にみてより安全でリスクの少ない他の代替手段がある以上、あえて危険性の大きい原発を利用する必要性はないなどとする報告書を連邦政府に提出した。これを受けて、ドイツは、国全体として脱原発を宣言するに至っている。

4 ドイツでの司法判断

(1) そのドイツでは、行政裁判所が、原発の認可の是非について積極的な判断を行ってきている。具体例を以下に見ていく。

(2) ヴィール判決

ヴィール判決では、「損害発生の蓋然性を考察する際には、技術的な経験だけに頼るのではなく、不確実性や知識の欠如にも関わらずリスクを十分に排除するため、単なる観念的な考察や計算に基づく保護措置をも考察対象としなければならない」と述べ、「危険及びリスクは、原子力法第7条第2項第3号の損害事前配慮が講じられるべき場合には、事実上排除されていなければならない。その判断は「科学と技術の水準」によらなければならぬ。リスクの調査及び評価

における不確実性は、そこから生ずる疑惑の程度に応じて、十分に保守的な考察によって対応しなければならない。その場合、行政庁は「通説」に依拠するのではなく、代替可能な全ての学問上の見解を考察の対象としなければならない」とした。

すなわち、重要な点は、司法審査は、恣意的なリスク調査に基づいてリスク評価がなされていないかという点にも及ぶが、その際、幅広い調査の義務を行う、すなわち、支配的な科学学説だけではなく、少数説や尊重に値する知見を考慮しなければならないこと、複数の科学学説の評価は、比較考慮を必要とするが、この比較考慮では保守性が優位することを示している点である。

(3) ミュルハイムケリヒ判決

ミュルハイムケリヒ原発に関し、ラインラント＝プファルツ州高等行政裁判所の判決は、「許可にあたって、事実上排除されなければならないリスクが未解決のまま残されることは許されない。行政庁は必要な安全対策が講じられていることについて確信を抱いていなければならない。」と判示し、さらに、このような見解に対して評価する際に、行政が恣意的な判断をすることは許されず、ある見解を採用しない場合には、その根拠が十分に示されなければ、その様な判断は恣意的な判断として取り消しの対象となるとした。

認可処分の際のあらゆる見解に対して適切な考慮がなされなければならず、行政の調査不足、考慮不足があれば認可は取り消されるという判断枠組みがとられてきたのである。その上で、行政側に保守的評価不足、調査不足があるとして、許可を取り消したのである。(甲B第322号証)

5 小括

(1) 以上のような、議論を踏まえるならば、福島第一原発事故後、被害の甚大さと反比例して、残余リスク、すなわち、許容されるリスクはほぼなくなった(ゼロ・リスク)と考えるべきであり、原発に求められる安全性は、「万が一にも(すなわち、「絶対に」)福島第一原発事故のような悲惨な事故、重大な災害を起こし

てはならない」という「限定的」絶対的安全性というべき「高度の安全性」が求められていると解されるのである。リスクの度合いに応じて、このような「限定的」絶対的安全性が課されるべきだというのは当然の理である。

グレゴリー・ヤツコ元米国NRC委員長が平成27年2月12日来日し参議院議員会館で講演した際にも、原子力の安全について「After Fukushima, Safety must mean No accident can ever require evacuation of anyone outside the plant.」(福島原発事故後、(原子力が)安全であるとは、発電所の周辺住民が避難しなければならないような事故は決してない、ということでなければならぬ。)と同旨を述べている(甲B第323号証・「科学」313頁、甲B第324号証・「科学」380頁)。

(2) 起こりうる損害の結果が重大であればあるほど危険判定で必要とされる蓋然性の程度は低くなるという反比例原則に従い、原発事故被害のような起こりうる損害の結果が極めて重大であれば、損害発生の「かすかな可能性」でも危険と判断されることになる「限定的」絶対的安全説に立てば、おのずと立証命題は明らかになる。それが後述する立証命題の再構築からのアプローチである。そして、この「限定的」絶対的安全性論からは、後述する伊方最判からのアプローチ、すなわち、証明の方式(審理の方式)の観点からのアプローチ、証明度軽減の法理からのアプローチが導かれるのである。

第3 「立証命題の再構築からのアプローチ」と抽象的危険との批判について

1 はじめに

被告は、「(福井地裁判決は)『具体的危険性』が『万が一もあるのか』と立論する一方、科学的専門技術的知見を要しないことにより、実質的に抽象的な次元での危険性判断を行っており、同判決の安全性に関する判断枠組みは本件訴訟において採用されるべきものではない」(86頁)と主張する。これは、立証命題を実質的には「具体的危険の可能性」であるとする原告らの判断枠組みが「抽象的危険性」の立場に立っているのではないかと主張するものようである。

2 「抽象的」の意味について

(1) 被告が主張する「抽象的」との意味について、検討する必要がある。

そもそも抽象的危険なる言葉は、当初は原田尚彦（当時東京大学教授）が唱えた用語である。受忍限度を超える具体的危険発生の不可避性が通常人の疑いのないほど確実に立証されない限り、差止め請求を認めないとという考え方を具体的危険説と呼び、危険発生の可能性、極端な場合には安全性の不安ないし疑惑が持たれれば、逆に安全であるという確証がなされない限り、差止め請求を容認するという考え方を抽象的危険説と呼んだ。（甲B第325号証・原田尚彦「行政判例の役割」173頁以下）

この定義はあくまで危険発生の「可能性」あるいは「不可避性」など発生確率のみに着目された区分であり、危険発生の場合の損害の程度は全く考慮されていない。原発事故発生の甚大な損害を見せつけられた福島原発事故後においては、そもそもこのような定義による分類は維持されるべきではない。

また、裁判例の中には、具体的危険にあたるものと「災害発生の危険性」が「社会観念上無視しうる程度に小さいものに保てない」と捉えているものが存する（女川原発差止訴訟判決、仙台地裁平成6年1月31日、判例時報1482号3頁）。しかし、このような考え方も発生確率にのみ囚われたものであり、福島原発事故での悲惨な体験の後の現在にあっては、到底容認しがたいものである。

(2) この点、先に述べたドイツでの危険判定の考え方は極めて合理的であり、原発訴訟にもよく当てはまる。

ドイツでは、危険判定にとって必要な蓋然性の程度は、起こり得る損害の結果が重大であればあるほど、危険判定で必要とされる蓋然性の程度は低くなるべきであるという定式（反比例原則）により、理論的には、損害発生の単なる可能性まで拡張されうる。この理論によれば、原発事故被害のように起こり得る損害の結果が極めて重大であれば、損害発生の「かすかな可能性」でも危険

と判定されることになる。

前述のとおり、原発に求められる安全性は福島原発事故のような重大事故・過酷事故を絶対に起こさないという意味での絶対的な安全性（「限定的」絶対的安全性）である。福島原発事故のような被害は絶対に発生させてはならないほど（リスクをゼロにしなければならないほど）損害の結果が極めて重大なのであるから、かすかでも危険性があれば、危険と判定されるべきである。

その意味でも、立証命題である「具体的危険性」は実質的には「具体的危険の可能性」である。

(3) 本来、「具体的」「抽象的」とは、発生確率に限ったものではなく、むしろ、生じうる事象（例えば、地震、津波、テロなど）についての具体性の問題というべきである。原発においては発生確率がどんなに低くとも福島原発事故のような重大な事故が生じ得る具体的な事象が存するのであれば、そのような原発の運転は認められない。

例えば、地震についていえば、原告らは単に抽象的に「地震がある」と主張しているのではなく、施設直下に存在するS-1断層が活断層の可能性があると指摘していることが、具体的危険性を主張していることになるのである。

3 原告らが既に十分な具体的主張をしていること

(1) ここで留意すべきは、「抽象的」か「具体的」かは、実際には具体性の高いものから具体性の低いものまで様々であり連続した概念であって、二者択一の概念ではないということである。

(2) また、原告が主張している立証命題すなわち「具体的危険（の可能性）」は、「規範的要件」であるということにも十分留意すべきである。規範的要件である以上、一定程度の抽象性を有するのはむしろ当然である。

(3) この点に関連して、被告は、「原告らの主張するとおり『具体的危険性』をいわゆる規範的要件であると解したとしても、原告らに『規範的評価を根拠づける（略）具体的事実の全部について主張責任がある。』ことに変わりはない。す

なわち、原告らは、具体的事実の全部について主張立証責任を負うのであり、原告らは被告が将来本件原子力発電所を運転することに伴い発生した放射性物質がいかなる機序で発電所外に放出され、いかなる機序で原告らの身体に到達し、到達した放射性物質がいかなる機序で原告らの生命、健康を障害するのかを主張立証し、『具体的危険性がある』という評価を根拠づける必要がある。」と主張する。

このような主張自体、被告が原発の安全性について第一次的な責任を負うこと全く失念したか放棄したかのような主張であるが、その点を除外しても、以下のとおり、被告の主張は全く理由がない。

- (4) そもそも、上記のような規範的要件（「具体的危険（の可能性）」）を根拠づける具体的事実については、科学技術の限界（現時点においても、福島原発事故やチェルノブイリ事故について、その生じた事象の全てのプロセスやメカニズムが解明されているわけではない）や原告らが有しうる情報量の限界（証拠の偏在）等を考慮し、原告らにおいて可能な範囲での具体的主張を行えば十分というべきである。法も不可能を強いるものでないことは当然である。

しかるところ、原告らは、既に、例えば地震やテロ等、本件原子力発電所において生じうる各事象について、可能な限りでの具体的主張をしており、被告に非難されるいわれはない（第17準備書面、第22準備書面、第25準備書面、第28準備書面、第34準備書面、第35準備書面等）。

4 小括

以上のとおり、原告らは既に十分な主張をしており、原告らの立証命題の再構築からのアプローチに対する被告の反論（原告らの主張は抽象的危険である）は、何ら理由がない。

第4 「伊方最判からのアプローチ」と抽象的危険との批判について

1 はじめに

以上は、主として「立証命題の再構築」という観点からのアプローチであるが、

原告らが從来から主張している「伊方最判からのアプローチ」は、いわば証明の方式（審理の方式）の観点からのアプローチである。この伊方最判からのアプローチに即して検討しても、原告らが既に十分に具体的な主張をしていることは明らかである。

2 伊方最判からのアプローチ

伊方最判からのアプローチは、原告側が当該原子炉の特定の安全性に問題があることについてある程度具体的な手掛けかりを争点提示的に主張し、これに対して、被告が「安全性に欠ける点がないこと」について、相当の根拠、資料にもとづき主張立証を行うべきであり、被告がそのような事実の主張立証を尽くさない場合は「安全性に欠ける点」があり原告らの人格権等の侵害の「具体的危険性」があることが事実上推認されるというものである。そして、「安全性に欠ける点がないこと」の中身は、「福島原発事故のような深刻な災害を万が一にも起こさないようにする（＝絶対に起こさない）という意味での安全性に欠ける点がないこと」（「限定的」絶対的安全性）であり、被告がなすべき立証の程度も相当厳格なものが求められる（第21準備書面8頁～10頁）。

この伊方最判を民事差止訴訟に当てはめた考え方は、原発被害の甚大さや証拠の偏在、当事者間の公平等に照らし、極めて適正な解釈である。

3 原告らに求められる争点提示的主張

もともと原発訴訟においては原告側と被告側とでは、その情報量も専門的知識等にも大きな差があるのであり、科学技術の限界の問題もあって、原告側があらゆる事象の細かな機序まで想定し主張することは不可能である。原告側において、原発の安全性に問題があることについてある程度具体的な手掛けかりを争点提示的に示せば、それで十分であり、そのような争点に対して被告の方で上記のとおり安全性に欠ける点のないことを相当の資料根拠に基づいて主張立証すべきである。

4 小括

このように、原発訴訟においては、原告らは「ある程度具体的な手掛けかりを争点提示的」に示せば足りるものではあるが、本件原告らは、そのような「具体的手掛けかり」を「争点提示的に」示すのみならず、前述のとおり、立証命題である「具体的危険（の可能性）」を根拠づける具体的事実について、既に十分な主張を行っている。

よって、伊方最判からのアプローチという観点から見ても、被告の反論（原告らの主張は抽象的危険である）は、何ら理由がない。

第5 平成27年4月22日の川内原発仮処分決定の判断枠組みが誤りであること

1 川内仮処分決定（甲D第3号証）は、「原子力規制委員会が定めた安全目標が達成される場合には、健康被害につながる程度の放射性物質の放出を伴うような重大事故発生の危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことができ、そのレベルの安全性が達成された場合には、絶対的安全性が確保されたといえない場合であっても、周辺住民の生命・身体等の人格的利益の侵害又はそのおそれがあるとは認められないことを前提とした判断」である。

このような仮処分決定の考え方は、「原発に求められる安全性」（すなわち、福島原発事故のような重大事故・過酷事故は絶対に起こしてはならないという意味での「限定的」絶対的安全性）に全く反するもので、根本的に間違った考え方である。川内仮処分決定の考え方は、福島原発事故後の現在における社会要請に全く合致しないものと言わざるをえない。

2 そして、川内仮処分決定は、このような誤った「安全性」の考え方立って、以下のように誤った「司法判断枠組み」を示している。

「まずは債務者（＝電力会社）の側において、新規制基準の内容及び原子力規制委員会による新規制基準への適合性判断に不合理な点のないことを相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して主張疎明する必要があり、債務者がその主張疎明を尽くさない場合には、本件原子炉施設の安全性が確保されず、健康被害につながる程度の放射性物質の放出を伴うような重大事故を引き起

こす危険性があることが事実上推認される。債務者が上記の主張疎明を尽くした場合、本件仮処分命令が認められるためには、本来的に主張疎明責任を負う債権者らにおいて、本件原子炉施設の安全性に欠ける点があり、債権者らの生命、身体等の人格的利益の侵害又はそのおそれがあることについて、主張疎明をしなければならない。」

この判断枠組みは、一見すると「伊方最判からのアプローチ」に似ていると思われるかもしれない。しかしながら、これは全く違うもの（似て非なるもの）である。川内仮処分決定の考え方は、浜岡原発訴訟の一審判決と同様の立場に立つものである。浜岡一審判決に対しては従来から批判が強く、その考え方が誤りであることは第21準備書面で詳述したとおりである。

原告らが主張する「伊方最判からのアプローチ」において、被告（電力会社）が主張立証すべきは、「安全性に欠ける点がないこと」であり、そこでの「安全性」は「福島事故のような事故は絶対に起こさない」という意味での「限定的」絶対的安全性である。被告の主張立証の程度は相当高度なものであり、いわばハードルの高いものである。

これに対して、川内仮処分決定は、電力会社が主張疎明すべき対象を「新規制基準の内容及び原子力規制委員会による新規制基準への適合性判断に不合理な点のこと」として、電力会社にとって緩やかに設定したうえ、さらにその当てはめにおいても、緩やかに行っている。つまり、電力会社の超えるべきハードルを低く設定している。他方、住民側に対しては、過酷事故発生の蓋然性についてまで高度の主張立証（疎明）を求めている。

しかし、これは、行政的な基準に合致さえしていればこと足りるという考え方であるが、それでは原発に求められる安全性（福島原発事故のような過酷事故を絶対に起こしてはならない）の確保はできない。いわば、行政とは独立して判断されなければならない司法判断を放棄したと言っても過言ではない。川内仮処分決定は、一見、伊方最判の文言をまねているようではある。しかし、

「万が一にも深刻な災害を起こしてはならない」とする伊方最判の趣旨に全く反しており、「原発に求められる安全性」の確保には到底ほど遠い、誤った判断枠組みといわざるをえない。

3 このような誤った判断枠組みに従って、川内仮処分決定は、「(住民側は) 本件原子炉施設には大規模な地震が発生した場合の『冷やす』機能及び『閉じ込める』機能の維持について重大な欠陥があるとして、債権者らの人格権が侵害される具体的危険性がある旨主張する」が、「本件原子炉施設の耐震設計上、相当程度の耐震安全上の余裕が確保されていることに加え、安全確保対策が施されていることを考慮すれば」、「(住民側としては、) 単に本件原子炉施設敷地に基準地震動 S s を超過する地震動をもたらす地震の発生可能性があることを主張疎明するのみならず、その影響により耐震設計上の安全余裕や安全確保対策をもってしても放射性物質の大規模な放出を伴う重大事故の発生が避けられないことをも疎明する必要があると解するのが相当」と述べた。そして、「(住民側は) 具体的な疎明資料を提出していないためこのような事故の発生が避けられないと認めるに足りる疎明はないといわざるをえない」と述べた。

しかし、先にも述べたとおり、「伊方最判からのアプローチ」では、原告側において、原発の安全性に問題があることについてある程度具体的な手掛かりを争点提示的に示せば、それで十分であり、そのような争点に対して被告の方で「安全性に欠ける点のないこと」を相当の資料根拠に基づいて主張立証(疎明)すべきである。

川内原発仮処分事件において、住民側は「原子炉施設敷地に基準地震動 S s を超過する地震動をもたらす地震の発生可能性があること」を争点提示的に示せばそれで十分であり、電力会社において、「安全性に欠ける点がないこと」を主張疎明すべきである。そして、「安全性に欠ける点がないこと」の中には、「耐震設計上の安全余裕や安全確保対策によって放射性物質の大規模な放出を伴う重大事故の発生を避けうること」も含まれるのであるから、むしろ電力会

社側において、この点を相当程度の資料根拠に基づいて主張疎明すべきである。

4 川内仮処分決定の不可解な弁明

川内仮処分決定は、却下の判断を述べたうえで、自らの判断に対する自信の無さ、うしろめたさを露呈する次のような判断（弁明と言ってもよい内容）を述べている。

「もっとも、地震や火山活動等の自然現象も十分に解明されているものではなく、債務者や原子力規制委員会が前提としている地震や火山活動に対する理解が実態とかい離している可能性がまったくないとは言い切れないし、確率論的安全評価の手法にも不確定な要素が含まれていることは否定できないのであって、債権者らが主張するように更に厳しい基準で原子炉施設の安全性を審査すべきであるという考え方も成り立ち得ないものではない。したがって、今後、原子炉施設について更に厳しい安全性を求めるという社会的合意が形成されたと認められる場合においては、そうした安全性のレベルを基に周辺住民の人格的利益の侵害又はそのおそれの有無を判断すべきこととなるものと考えられる。」

福島原発事故の甚大さ悲惨さを真摯に受け止め、司法の果たすべき役割を自覚するならば、「原発に求められる安全性」がどのようなものか、そして、そこから導かれる「司法判断の枠組み」がどのようなものであるべきかは、自明のはずである。福島原発事故後の社会は、二度と絶対に福島原発事故のような過酷事故を起こさないように、「原子炉施設について厳しい安全性」を求めているのである。

この点、平成27年4月14日の高浜原発仮処分決定（甲D第4号証）は、原発に求められる安全性を「万が一にも深刻な被害を起こしてはならない」という高度な安全性（これは原告らが主張する「限定的」絶対的安全性と同旨である）ととらえた上で、「差止」の判断をした。この高浜原発差止決定に対して、報道によれば、支持する人が65.7%で、支持しない人の22.5%を

大きく上回っている（甲B第326号証）。高浜原発差止決定こそが、新たな「社会的合意」である。

川内仮処分決定は、あえて、そのような社会的要請・社会的合意に目を背け、耳を塞いでいるとしか考えられない。

そして、過去に行政が「問題なし」とした判断を疑いもせず差止を認めなかつたことを福島第一原発事故を経て、反省の弁を述べた福島第2原発3号機訴訟二審判決裁判長鬼頭季郎氏、判決文の中で原発の危険性を「社会通念上無視しうる程度」と判示したことを福島第一原発事故を経て、反省し、法律家として一生背負っていくとまで述べた女川原発1・2号機訴訟一審判決裁判長塚原朋一氏らの原発訴訟を担当した裁判官らの反省と後悔が川内仮処分決定は、全く生かされていない（甲B234）。

第6 原発に求められる安全性と新たな司法判断の枠組み（むすびに代えて）

1 はじめに

以上、被告の主張に対する反論をしつつ、原発に求められる安全性と司法判断枠組みについても述べてきた。

先にも述べたとおり、原告らは、既に、原発に生じうる事象について十分な「具体的危険（の可能性）」の主張を行っている。

裁判所におかれでは、福島原発事故を踏まえての、求められる新たな司法判断の枠組みに沿って速やかに審理をすすめていただきたい。

2 「新たな司法判断枠組み」を導く本質

その際、原告らは、裁判所が取るべき新たな司法判断の枠組みについて、いくつかのアプローチを提示した。これらはいずれも正しい結論に導くための方法論の差に過ぎず、その本質は同じである。

ここでの本質は、福島原発事故によって明らかになった原発事故の深刻さ・悲惨さであり、そこから導かれる「原発に求められる安全性」である。

どのような司法判断の枠組みを取ろうと、「福島原発事故のような重大事故・

過酷事故は絶対に起こしてはならない」という「原発に求められる安全性」の要請に応えられるものでなくてはならない。

表現を換えれば、「福島原発事故直前に差止請求がなされたと仮定した場合、そこで差止請求が認められないような判断枠組み」は誤りということである。

3 原告らが提示している「新たな司法判断枠組み」の整理

現在原告らが主張している「新たな司法判断の枠組み」を整理すると、以下のようなになる。これらはいずれも、立証責任の転換という大上段からの議論ではなく、立証命題や、証明度、審理の方式（証明の方式）等の中身を吟味・工夫することにより、上記の「原発に求められる安全性」の要請に応えるべく、適切なものを提示している。

ア 伊方最判からのアプローチ

このアプローチで留意すべきことは、被告がまずもって主張・立証すべき「安全性に欠ける点がないこと」における安全性が、「原発に求められる安全性＝福島事故のような事故を絶対に起こさないという意味での安全性」（「限定的絶対的安全性」）であるという点である。したがって、ここで要請される被告の主張・立証の程度は、相当高度のもの（いわばハードルの高いもの）でなければならない。

イ 立証命題の再構築からのアプローチ

これは、原発に求められる安全性という観点から突き詰めていけば、原告らの立証命題である「具体的危険性」が実際には「具体的危険の可能性」であるという考え方である。

このアプローチでは、本準備書面でも述べたとおり、具体的危険性の意味を、単なる発生確率の問題としてではなく、原発に生じうる事象（例えば、地震、津波、テロ等）の具体性に着目し、判断する必要がある。

ウ 福井地裁判決のアプローチ

福井地裁判決のアプローチは、「具体的危険性」の内容を、「具体的危険であ

りさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」とする考え方である。この考え方には、原告らの主張する上記イのアプローチと基本的方向性を同じくする考え方である（この福井地裁判決の考え方に対する被告の反論に対する再反論は、第33準備書面に記載のとおりである）。

エ 証明度軽減の法理からのアプローチ

これは、一般的に証明度として「高度の蓋然性」を要するといわれているものを、証明の程度を軽減することにより、福島原発事故後の社会要請に適した新たな判断枠組みを構築しようとする考え方である。ここで留意すべきは、これまで「高度の蓋然性」と言われてきたものが、実際にはそれほど「高度」の証明度を要求されていないのではないかということである（第21準備書面）。裁判所におかれても、証明度を検討するに際しては、事案に応じた柔軟な検討をされたい。

オ 金沢地裁判決（平成18年3月24日、判例時報1930号25頁）のアプローチ

このアプローチは、上記エのアプローチと基本的な考え方と同じくするものであり、また、実際の適用の場面ではイと同様の枠組みとなる（第21準備書面）。

4 裁判所に求められていること

福島原発事故前の各地の原発訴訟において、被告側は概要、①多重防護・深層防護の手法により事故は防げる、②地震動は原子力安全委員会の耐震設計審査指針によって適正に基準地震動を評価している、③原子力安全委員会の安全審査を受けている、④社会通念上無視しうる危険性は考慮されないと主張していた。（尚、被告は福島原発事故後の現在でも同じような主張をしていることに留意する必要がある）

これに対し原告側は、①地震などの場合は共通原因故障により多重防護は機能せず、深層防護も不十分な上、シビアアクシデント（第4層）、防災（第5

層)が考慮されていない、②耐震設計審査指針に問題があり、活断層評価の誤りや地震の過小評価があり、原発は地震に耐えられない、③安全審査を経ても安全は保証されない、④原発には高度の安全性(絶対的安全性)が求められると反論していた。

しかし、これまでの裁判所は概ね前記被告側の主張を認め、原告らの請求を棄却してきた。そして福島原発事故が、原告ら主張の①②③の通りの原因で発生した。

今や、これまでの裁判所の判断が誤りであったことは明白である。

仮に、福島原発事故直前に判決をなすとすれば、本来は差止を認容されなければならなかつたことは、被告もよもや否定できないであろう。何故誤ったのか。我々は④の原発に求められる安全性の判断に根本的な誤りがあり、その結果①～③の認定を誤つたものと考えている。

そうすると、繰り返しになるが、「福島原発事故直前に差止請求がなされたと仮定した場合、そこで差止が命じられないような判断枠組みは維持されるべきではない。」(甲B318)。

原告らは、上記のとおり、福島原発事故後の現在において、裁判所が取るべき「新たな司法判断の枠組み」について、それぞれ視点を変えつつも、大きくは「原発に求められる安全性」(「限定的」絶対的安全性)という本質から、いくつかのアプローチを提示してきた。

繰り返しになるが、原告らが主張する「限定的」絶対的安全性とは、いかなるミスも許されないという意味ではない。そのような無制限の絶対的安全性については、原告らも求めていない。科学技術には、欠陥やミスがあることを是認しつつも、「万が一にも福島第一原発事故のような悲惨な事故、重大な災害を起こしてはならない」という意味での安全性であり、この「限定的」絶対的安全性こそが原発に求められる安全性だというのが、原告らの主張なのである。

裁判所におかれでは、これまで述べてきたアプローチの中から(あるいはこれ

らを踏まえて)、原発に求められる安全性という基本に立ち返って、「新たな司法判断の枠組み」を示し、その枠組みに従って、速やかに審理し正しい判決(その結論は「差止め」となるはずである)を下されたい。

以 上